

昭和52年 7月30日

第90号

広報

# かてな

編集と発行

発行 嘉手納町役場

編集 企画経済課広報係

嘉手納町字嘉手納81番地  
〒 904-02

☎ (098976) 2001・2628

6月の人口

区名	東	上	中	北	南	西	計
世帯	665	464	420	540	598	863	3,550
男子	1,492	984	859	1,106	1,102	1,858	7,351
女子	1,421	949	902	1,129	1,181	1,847	7,429
計	2,913	1,883	1,761	2,235	2,283	3,705	14,780



おとっちゃんのためなら エーンヤコラッ!

第一回嘉手納町婦人運動会

つなひき 7.3

苦情

なくして

明るい

生活

巡回行政  
相談所を開設

お気軽にお申出ください

沖縄行政監察事務所では「国民のための行政」、「苦情なくして明るい生活」をモットーに、県内各市町村に「行政相談委員」を配置して、行政相談活動を実施し、地域住民の福祉向上と行政の民主化の推進に努めておりますが、この制度を広く地域住民に気軽に利用してもらうために、巡回行政相談を開設しております。

この度、当事務所と嘉手納町の共催で下記要項により、巡回行政相談を開設することになりましたので、どうぞお気軽にお申出ください。

役所のことと苦情・相談は？

巡回行政相談所

■とき 8月2日(火) 午前10時～午後4時  
■ところ 町中央公民館

- ◎ 役所(国, 県, 市町村)の仕事で.....
  - .....してもらいたい
  - どうしても納得できない
  - どうしてよいかわからない
  - テキパキやってもらえない
  - 不親切にされた.....など

苦情・相談のある方は、どうぞ気軽にお申出下さい。

- ◎ こういう相談を扱います

道路	河川	年金	保険	遺家族援護	登記	戸籍
交通	農地	郵便	公害	労働基準	その他	

主催 { 沖縄行政監察事務所  
行政相談委員  
嘉手納町 }

平日の申出はこちらへ

(口頭・電話・手紙)

- 行政相談委員(当区域担当)  
幸地 鳳 篤 字水釜112 TEL. 2500
- 行政管理庁沖縄行政監察事務所  
☎ (0988) 54-0148  
〒 900 那覇市泉崎1-10-3 琉球新報ビル6階)

行政管理庁

比謝川ダムホテイアオイ草  
 漁港付近を覆う！

# 漁船の出漁・入港に支障

## ダム管理の下手際が災いの元



漁港附近はごらんのとうり

六月二十一日の大雨で、比謝川ダムから比謝橋一帯に群生している大量のホテイアオイ草が、下流の漁港や河口、海岸線までおし流されて一週間以上もあたりを漂流し、漁船のスクリーンやアンカーロープにこの草がからんで、漁船の出漁、入港に支障をきたすとともに町民の憩いの場であるあたりの美観を損ない漁業関係者をはじめ町民から苦情が出ている。

このホテイアオイ草は、比謝川

ダムによって水がせき止められたため、このダムから比謝橋上流にかけて土砂や不純物が堆積し、周辺は雑草がおい茂り、春から夏場にはこのホテイアオイ草が繁茂し川一面を覆いつくして川としてのイメージを失わしている。このため由緒ある比謝橋一帯は荒れ放たれになっていて、比謝川の汚染とともに町や議会でもこれを問題にしています。

町議会は、昭和五十年三月に「

比謝橋周辺美化に関する要請決議」を行ない、県の河川課と企業局に対し周辺の汚染防止と美化を図るよう訴えるとともに、ダム周辺の管理についても強化徹底させるよう要請していました。

しかし、県は、海洋博前にこの草の除去作業を一回行なっただけに過ぎない。

今回、町からの通報によっておくればせながら七月四日からこの草の除去作業を行なっている。

県は、こういった被害が発生する恐れのある

る河川については、地域住民の要望を十分配慮に入れて定期的なパトロールを実施するなどして、災害を未然に防止するように努め、

こういった被害が今後絶対発生しないようダム一帯の管理を徹底させるとともに抜本的な解決策を見出されるよう訴えたいと思います。

## みんなで防ごう

### 子どもの水の事故

こどもの水の事故は一年中通じてありますが、やはり夏場が断然多く、今年もこどもの痛ましい事故が発生しており多発の傾向にあります。

防でも、危険場所の立札やバトロールなどを行なっておりますが、なんといたってもこどもをもつ各家庭での親の注意が一番大切だということですよ。

川と海に接している当町では、こどもをもつ各家庭は十分注意しなければならぬ時期に当ります。昭和五十一年の県内水難事故の資料によりますと、水の事故は海が一番多く、沼、池、プール、河川、用水路となっていて、その原因は転落が最も多く、次いで水泳技術未熟、深みにはまるなどとなっています。

- こどもをひとりで泳ぎに行かせない。必ず水泳に自信のある大人と同行する。
- 危険標識のある場所や、未知の場所では泳がない。
- 一人で離れて泳がない、海では岸に平行に泳ぐ。
- つかれていたときは泳がない。
- 幼児のひとり遊びをさせない。

こどもの水の事故は、そのほとんどがちよっとした油断や不注意によるものでそれが取り返しのつかない事故につながっているようにです。

常にこどもから目を離さない。危険な水辺で遊んでいるこどもを見たら「危ないよ」と声をかけ、安全な場所で遊ぶようにさせる。

水難事故防止については、町消

# 国民健康保険税が上がります

## 1. みなさまの保険税負担はどうなっているか。

- ◎ 昭和51年度の状況を知るために次の項目をみて下さい。(昭和51年度決算状況)

加入世帯	2,354世帯
被保険者数	8,671人
1年間で医者にかかった件数(受診件数)	25,386件
1年間で病院側に支払った総医療費(費用額)	2億 2,900万円
1年間で患者側が病院側に支払った総額(一部負担金)	5,900万円
1年間で本町が病院側に支払った総額(保険者負担分)	1億 7,000万円
1年間で本町が徴収すべき保険税	6,800万円

この数字を1世帯当り1年間分にしますと、受診件数約11件、年間費用額97,000円、一部負担金25,000円、保険者負担分72,000円となります。これらの医療費をまかなうために年間1世帯で約28,000円の保険税を納めたこととなりますが、保険税だけでは足りず、総額で約1億円の金額が国の負担金として補助されます。

- ◎ 医療に対する感心は年々高くなっておりませんが、医療費もまた年々放っておいても10%前後ふえています。いわゆる自然増というものです。

医療費は大体4カ年に1度位で改定があり昭和52年～53年はちょうどその改定時期にあたります。

医療費がふえると将来はどうなるのでしょうか。前項で見ましたように国保でお医者さんにかかる場合、医療費の3割は患者が負担し、約4.5割は政府が負担します。残り2.5割を保険税でまかなうことになっています。医療費がふえるにつれて、この保険税も値上げしなくてはなりません。

- ◎ 昭和52年度より均等割額(1人当り)1,600円を2,500円に、平等割額(1世帯当り)2,600円を3,600円に改正されました。

4月、7月の仮課税は前年度の税額の各4分の1ずつで納めてもらいましたので、増額分は10月、1月の本課税に計算されてきます。

- ◎ あなたの昭和52年度の保険税は次の方法で計算されます。

イ. 昭和51年中の収入－基礎控除(20万円) × 100分の 2.38	= 所得割額	} 合 計 = 1か年保険税
ロ. 固定資産の税額 × 100分の 44.48	= 資産割額	
ハ. 被保険者一人につき 2,500円	= 均等割額	
ニ. 一世帯につき 3,600円	= 平等割額	

## 2. 国民健康保険の手続

- ◎ 次の場合には、すみやかに町役場の国保係に届け出て下さい。
  - イ. 住所が変わったとき
  - ロ. 職場の保険に入ったとき
  - ハ. 職場をやめたとき
  - ニ. 家族に異動があったとき
  - ホ. 手帳をなくしたとき
  - ヘ. 長期旅行や本土就学の場合
- ◎ 国保の加入手続きが、おそくなりますとさかのぼって保険税を納めなくてはなりませんのでご注意下さい。
- ◎ 被保険者(手帳)は大切なものですから紛失しないようにして下さい。治療が終了後、必ず保険証を病院の窓口から受けとって下さい。

## 3. 医療費に関心を。

- ◎ みなさまにお願いしたいのは、医療費に関心をもち、医療費節約を工夫していただいて、ふえつづける医療費の伸びをすこしでおさえるために、治療より予防につとめ、睡眠と休養を十分にとって過労をさけ、又、病気の早期発見、早期治療のために自分の健康に関心をもち、健康診断を積極的にうけましょう。このことが健全な国民健康保険制度を守ってゆく唯一の方法です。

- ◎ 保険手帳の検認・更新は必ず期限内にすませましょう。
- ◎ 保険税の納期は4月・7月・10月・1月です。かならず納期を守りましょう。

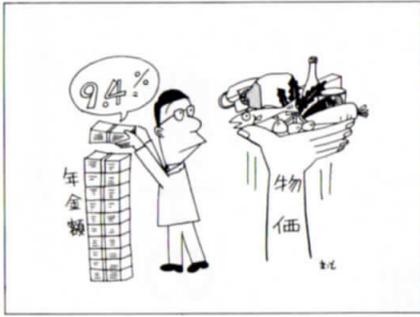
# 国民年金だより ⑱

## 《国民年金》

九、四%の物価  
スライド実施

国民年金の老齢、障害、母子、準母子、遺児、寡婦などの年金額は、七月分から改定されます。いずれも、従来にくらべて九、四%の増額です。

これは、昭和五十一年度の物価上昇による目減りを補完するためのもので、これが実際に受取れるのは、六、七、八の各月分が支払われる九月の支払期月からになります。



国民年金の保険料は  
かならず納めましょう。

あなたの国民年金手帳をお確かめください。保険料の納め忘れはありませんか。

保険料は、次の納期限までに必ず納めましょう。

四月―六月分……………六月末日

七月―九月分……………九月末日

十月―十二月分……………十二月末日

一月―三月分……………三月末日

保険料を納期限までに納めない  
と、もし交通事故にあつたとき、

一家の大黒柱が亡くなったときなどに、障害年金や母子年金が受けられない場合があります。

また、納期限から二年たちますと、納めたくても納められず、将来、老齢年金を受けられないことにもなりかねません。

### 《国民年金》

#### 改善された廃疾認定日

障害年金の廃疾認定日は、この八月一日から、従来の三年目という期間が、一年六か月に短縮されます。

初めて医師や歯科医師の診療を受けてから、八月一日ですてに一年六か月たっている人は、その日

に障害年金を受ける権利が得られますので、該当する人は、医師の診断書を添え、早めに障害年金の請求をしてください。

町役場住民課国民年金係にご相談のうえ、この手続をとり  
ましょう。

二十歳で

国民年金に加入を

わが国民は、原則としてだれでも年金制度の対象になっています。厚生年金や船員保険、共済組合などに加入している人以外は、すべて国民年金に加入しなければなりません。



若い人たちにとっては、年金の話など遠い将来のことと考えられるかも知れませんが、国民年金は

老後のことばかりでなく、永い人生におこる、いろいろな不幸な出来事を保障します。交通事故でけがをしたり、一家の働き手が亡くなったときは、障害年金、母子年金、遺児年金、寡婦年金など、さまざまな年金が支給されます。

二十歳になったら、ぜひ国民年金に加入しましょう。その手続は、印鑑を持って、町役場国民年金係に出向き、必要な事項を届書に記入するだけです。

## 昭和五十二年 度

# 就学義務猶予免除者の 中学校卒業程度認定試験 の実施について

## 嘉手納町教育委員会

このことについて、今年度の認定試験を左記のとおり行ないますので、受験希望の方は、嘉手納町教育委員会にご連絡ください。

### 記

#### 一、受験資格

昭和五十三年三月三十一日まで  
に満十五歳以上になるもので、  
次の(一)、(二)、(三)のどれかに該当  
する者です。

(一) 現在義務教育の猶予若しくは  
免除を受けている者又は以前に  
受けた者。

(二) 旧尋常小学校又は旧国民学校

への就学義務の猶予若しくは免除を受けた者。

(三) 義務教育諸学校を卒業できなかった者で、手続きをして猶予又は免除を受けなかったが、猶予又は免除を受けることのできる事由と同等の事由があつた者  
文部大臣が認めた者。

#### 二、試験の期日

昭和五十二年十一月十一日(金)

#### 三、願書受付期間

昭和五十二年八月十六日(火)  
から九月十六日(金)まで。

その他くわしいことは、嘉手  
納町教育委員会（電話二二一

三・四一四二）にお問い合わせ  
してください。

# 親子の面接交渉 について

## 那覇家庭裁判所

最近、離婚後監護権を有しない  
親が、子供に面接交渉を求める事  
例が多くなってきた。

この面接交渉は、親子の自然の  
情愛から生まれたものであり、親  
同士が子供の意思を尊重して協議  
し、その方法等を決めるのが一番  
望ましい。家庭裁判所はこの問題  
に対し子供の福祉を中心に考  
え、面接交渉を認めたり、停止あ  
るいは制限している。面接交渉で  
一番大切なことは、離婚した親同  
士が、子供の幸福を考え、協力し  
あう姿勢である。

父母の離婚中は、父母が未成年  
の子供に対し共同して親権を行使  
しますが、離婚すると、共同で  
行使することはできないので、離婚

の際、どちらか一方を親権者と定  
め、その者が子供を監護養育する  
か、又は一方を親権者とし、他の  
一方を監護者と定め、その者が実  
際に子供と同居してその世話をす  
ることとなります。

ところで、最近、家庭裁判所で  
は、離婚して子供の監護権を有し  
ない親が、離れて暮らす子供との  
面会を求めるいわゆる面接交渉に  
関する問題が時々見受けられるよ  
うになりました。今回は、この面  
接交渉の問題について、説明して  
みましょう。

外国では、面接交渉について法  
律の中に規定をおいている例がい  
くつか見られますが、我が国の民  
法には、この点についてはつき  
りした規定はありません。以前は

「子供の養育を他方の親に任せ  
た親は、子供が成人してものの分別  
がつくようになるまでは、陰から  
その健全な成長を祈っているべき

で、子供のことが気にかかったと  
しても、子供に会うべきではなく  
人を通じてその様子を聞くなり、  
ひそかに子供の姿をかいま見て、  
その見聞した成長ぶりに満足すべ  
きである」というような考え方が  
支配的だったように思われます。

しかし、最近では、離婚後、実際  
に子供の世話をしていない親が、  
子供と面会することを求める事例  
が多くなりつつあり、離婚あるい  
は、離婚後の紛争の新たな問題と  
なっています。例えば、離婚の協  
議の際、子供の親権は他方の親に  
譲るけれども、毎月一回子供に会  
わせてほしいと主張したり、また

離婚する際、子供にはいつでも会  
わせると約束したのに、会わせて  
くれないので、会えるようにして  
もらいたいという主張がなされた  
りします。

これは、離婚して子供と生活を  
共にすることができなくなった親  
が、実際に子供を監護養育するこ  
とはできないにしても、人格形成  
にとって重要な時期にある子供と  
時々会ってその成育ぶりを目で確  
かめ、親子の触れ合いを持つなど

できるだけのことをしてやりたい  
という親としての自然の情による  
ものと言えるでしょう。

このように、面接交渉に関する  
主張が多くなってきた背景として  
は、離婚後の親権に対する考え方  
がいくらか変化して、親権者とな  
らなかつたとしても、親である以  
上は、一定の限度で子供に会い、  
子供に接することができるとい  
意識が高まってきたことなどを挙  
げることができると思います。

もちろん、この面接交渉につい  
ては、まず、子供の意思を確かめ  
ながら親同士の協議でその方法等  
を取り決めるのが本来で、協議が  
整わない場合に初めて、家庭裁判  
所に問題が持ち込まれることにな  
ります。この場合、家庭裁判所に  
おいても、このような社会的背景

を反映して面接交渉を認める事例  
が多く見られるようになりました。  
しかしながら、どのような場合に  
も、監護権を有しない親は、当然  
に子供に面接することができると  
いうものではありません。両親の離  
婚に当っては、その間の子供の福  
祉を重視しなければなりません

同じことがこの面接交渉について  
も当てはまるのです。したがって  
監護権を有しない親と会うことが  
子供の情緒を混乱させたり、子供

と監護権を有する親との生活を不  
安定にするなどして、子供の健全  
な養育に悪影響を及ぼすと考えら  
れる場合には、この面接交渉は認  
められないのです。また、認める  
場合でも、このような悪影響を防  
ぐため、家庭裁判所は、面接の回  
数、日時、場所等を具体的に定め  
たりすることもあります。

更に、この面接交渉が認められ  
た後でも、面接に際し、監護権を  
有する親の悪口を言ったり、不当  
に多額の金銭を与えてその養育方  
針を混乱させたり、復縁を迫る手  
段にしたり、いやがらせをするな  
ど、これを濫用して子供の福祉を  
害するような場合には、面接交渉  
は停止され、又は、制限されなけ  
ればなりません。

このような面接交渉は、親子の  
自然の情愛から生まれたものと言  
えますが、これが円滑に実行され  
るためには、離婚した親同士がそ  
れぞれの立場に理解をもち、子供  
の本当の幸福を考えて、そのため  
に協力しあう姿勢が何よりも大切  
であるとと言えます。

以上面接交渉について、そのあ  
らましを説明してきましたが、  
詳しいことは、家庭裁判にご相  
談されるようお勧めします。